

■議案第38号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社あぐり窪川」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町平串284番地1 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」
指定管理者	四万十町平串284番地1 株式会社あぐり窪川
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」は、地域経済の発展と町民の生活の向上に寄与するため、地場産業の振興を目的とした農林水産物の直売、食材提供及び地域食材加工処理のほか、イベント等の用に供する施設として設置したものであり、平成18年4月1日から現在まで、「株式会社あぐり窪川」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定期間中においては、地域の農産物を高付加価値化した加工品を製造し、積極的に町外へ販売するとともに、集客を目的としたイベントも定期的開催し、四万十町の情報発信を行うことにより、道の駅あぐり窪川を四万十町の東の玄関口として観光拠点に位置付ける取り組みに力を入れています。

これらのことから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。